

横須賀法人会 ニュース みなと

MINATO

CONTENTS

**第31回法人会全国大会栃木大会開催
—平成27年度税制改正に関する提言を公表—**

NO.
249
2014.11



法人会
**消費税期限内納付
推進運動**

Save the Beach in 横須賀2014 9/6～7ヴェルニー公園横に砂浜が出現。ビーチサッカーやビーチバレーなどの競技が行われた。また、「海岸美化活動第3回クリーンピック横須賀大会」も同時開催された。
◆主催：Save the Beach in 横須賀2014実行委員会ほか (10枚の写真をパノラマ合成 撮影・文／3DSurveyplus 堂城川 厚)

第31回法人会全国大会栃木大会開催 平成27年度税制改正に関する提言発表



全国大会で挨拶する 全法連・池田弘一会長

10月16日、公益財団法人全国法人会総連合主催「第31回法人会全国大会」が、栃木県宇都宮市総合文化センターで開催され、全国から1,900名の各会代表が集い、秋の宇都宮が熱気に包まれた。

当会からは、菅原会長、桜井副会長、釜谷事務局長の3名が、税制改正に関する提言の発表、式典などに参加した。

行財政改革の推進と 中小企業の活性化を図る税制を求める

大会は、林 信光国税庁長官、福田富一栃木県知事をはじめ、多くの来賓を迎えて挙行政され、全法連・池田弘一会長は冒頭の挨拶で、「全国大会は『法人会の税制改正に関する提言』の内容を発表する場であるとともに、全国各地の法人会の代表が一堂に会し、相互の交流と研さんを通じて、より一層連帯を深めることを目的に、年に1回開催されています。

さて、本年4月までに、全ての法人会が新しい公益法人等への移行を完了しました。法人会は税知識の普及、納税意識の高揚など「税」を中心とした公益的な活動を幅広く展開してきたが、新公益法人制度の下においても、事業面で公益性を重視するとともに、運営面で透明性をさらに高め、企業経営と社会の健全な発展に一層貢献する活動を展開してまいりたいと考えております。

ところで、我が国は、長引くデフレからの脱却と強い経済の再生を目指した積極的な経済政策のもと、景気は回復基調にあります。しかし、今後は、経済の自

立的な好循環構造を構築することが課題であり、そのためには実効性ある成長戦略が何より重要となります。

また、国家的課題である持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立に向け、歳出・歳入一体で取り組む明確な改革工程を示すことが不可欠です。

法人会では、こうした観点から、このたび税制改正に関する提言を取りまとめたところであり、その趣旨が理解され、実現されることを強く求めるものであります。」と述べた。

大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税に関する活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史と実績を踏まえ、新たな公益法人等への移行後も、租税教育など税の啓発活動を中心とした公益的な活動をさらに積極的に展開し、広く社会に貢献していくことをここに誓うものである。

わが国は、今、長引くデフレからの脱却と強い日本経済の再生を目指す政府の積極的な経済政策が一定の効果を上げ、景気は回復基調にある。しかし、今後、経済の自立的な好循環構造を構築するためには、個人消費や設備投資の拡大、賃金上昇の持続が必要であり、それらを後押しする実効性のある成長戦略が何より重要となる。

加えて、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立も国家的課題である。これらの課題に対応するに当たっては、その前提として、行政改革の徹底が行われるべきである。

こうした中、地域経済と雇用の担い手である中小企業は、経済政策の効果が十分に浸透しておらず、引き続き厳しい状況にある。

日本経済の再生のためには、それぞれの地域を支える中小企業の活性化が不可欠であり、われわれ法人会は、「法人実効税率20%台の早期実現」、「事業承継税制の拡充」等を中心とする「平成27年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ栃木の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成26年10月16日
全国法人会総連合全国大会

平成27年度 税制改正に関する提言 (要約)

基本的な課題

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

- 我が国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、高齢化社会の急進展により今後の社会保障給付は急速な増大が不可避とされることから、社会保障制度の改革は急を要する。
- 改革に当たっては、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制するかが重要である。給付財源を公的負担に頼ることになれば、いくら増税しても間に合わない。
 - (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格な適用」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」等、抜本的な施策を実施する。
 - (2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。また、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、後発医薬品(ジェネリック)の使用促進を強化する。
 - (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。
 - (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
 - (5)少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。
 - (6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

- 消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なほか、よりきめ細かな価格転嫁対策が求められる。
 - (1)消費税率のさらなる引き上げに対応するため、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
 - (2)事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面(税率

平成27年度税制改正スローガン

- まだ道半ば。国・地方とも
聖域なき行財政改革の推進を!
- 厳しい経営実態を踏まえ、
中小企業の活性化を図る税制を!
- 法人の実効税率を20%台に引き下げ、
軽減税率も15%の本則化とする見直しを!
- 本格的な事業承継税制を確立し、
地域経済を支える中小企業に配慮を!

10%程度までは)は単一税率が望ましい。

また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えてるので、導入の必要はない。

- (3)税の滞納全体に占める消費税の割合は依然として高く、国民に消費税に対する不信感を与える一因ともなっている。本来、消費税は預り金的な性格を有する税であることから、消費税率のさらなる引き上げを考慮すると、その滞納防止に向けて、制度、執行面においてより実効性のある対策を講じる必要がある。

3. 財政健全化に向けて

- (1)財政健全化の達成は税の自然増収や増税のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠である。その際には社会保障をはじめとした各歳出分野に削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行することを求める。
- (2)消費税率のさらなる引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるが、財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
- (3)国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

- 社会保障の安定財源確保と財政健全化のために、消費税が引き上げられることは重要であるが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。
- 「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削らなければならない。
 - (1)国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制

- (2)国・地方公務員の人員削減、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減
- (4)民間にできることは民間に任せるなど、積極的な民間活力導入を行って成長につなげる。

5. 共通番号制度について

- マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要である。
- 個人情報情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識をもつことも重要である。

6. 今後の税制改革のあり方

- 今後の税制改革に当たっては、①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

- 復興特別法人税が1年前倒しで廃止され、法人実効税率は35.64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。
こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げを着実に実行すべきである。
- 税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されることが望ましい。
 - (1)法人実効税率20%台の実現
 - (2)代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。



全国大会に参加した菅原会長と桜井副会長

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1)中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するように求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。
また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。
- (2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下の通り制度を拡充するとともに本則化することを求める。
 - ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。
- 平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分である。
 - (1)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - ①株主総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げ

- ②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するよう見直す
- ③対象会社規模を拡大する
- (2)親族外への事業承継に対する措置の充実
- (3)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

Ⅲ. 国と地方のあり方

- 地方分権は権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し自立・自助の体質を構築することが不可欠となる。
- 地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立案し実行していくことが求められる。
 - (1)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき。それに伴い、基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進するとともに、議員定数削減や行政のスリム化などの合併メリットを追求する必要がある。
 - (2)地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を導入すべきである。
 - (3)地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。とくに、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
 - (4)地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべき。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなどして見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興

- 被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興事業に当たっては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充



所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1)基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2)各種控除制度の見直し
 - (3)個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

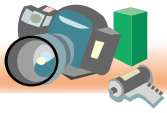
1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直し
 - (1)贈与税の基礎控除の引き上げ
 - (2)相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）の引き上げ

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
 - (1)商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す
 - (2)居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す
 - (3)償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大すべき。また、将来的には廃止も検討すべき。
 - (4)土地の評価については行政の効率化の観点から一元化すべき
2. 事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止する
3. 住民税の超過課税は法人に対して安易に課すべきではない
4. 法定外目的税は税収確保のために法人に対して安易に課すべきではない

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告の推進について



活動報告



9/7~8 会津若松応援ツアー
白虎隊記念館前で



9/16 三浦地区会「米海軍第7艦隊音楽隊コンサート」
於：三浦市民ホールうらり



10/5 中央第2地区会「よこすかさかな祭り2014 税広報」
於：よこすか魚市場



10/11 南部地区会親睦旅行会
築地～スカイツリー～柴又帝釈天



10/14 西部地区会研修会
花王川崎工場～新日鐵住金君津製鉄所



10/18 北部地区会「Yフェスタ追浜」
役員がハロウィンパレードのお手伝い 於：京急追浜駅前



暮らしStyle代表
整理収納アドバイザー
大熊千賀先生



10/15 女性部会セミナー
テーマ ～すっきり快適!整理収納で幸せをもたらす暮らしをご提案～
大熊千賀先生の『笑顔収納術』
於：横須賀商工会議所

平成26年分 年末調整等説明会開催のお知らせ 横須賀会場は横須賀地方合同庁舎です！

1. 説明会日程

開催年月日	開催時間	対象地域等	説明会場
26年11月18日(火)	13時30分～16時	大津・浦賀地区	横須賀地方合同庁舎 2階共用会議室 横須賀市新港町1-8
26年11月19日(水)	9時30分～12時	久里浜・北下浦・西地区	
	13時30分～16時	追浜・田浦・衣笠地区	
26年11月20日(木)	9時30分～12時	本庁・逸見地区	
	13時30分～16時	本庁・逸見地区	
26年11月21日(金)	13時30分～16時	三浦地区	三浦市総合体育館・ 潮風アリーナ 三浦市初声町入江169

- 携行品…①郵送された『年末調整のしかた』等の説明資料 ②出席票兼関係用紙請求書 ③筆記具
- 平成26年度分法定調書及び同合計表の提出…平成27年1月31日までに税務署へ提出してください。
- 給与支払報告書及び同合計表の提出…平成27年1月1日現在の受給者の住所地の市町村毎に取りまとめ、平成27年1月31日までに各市町村に提出してください。
- お願い…①対象地域の開催日に都合の悪い方は、どの会場でも結構ですからご出席ください。
②説明会場には、公共交通機関等でお越しいただくようお願いいたします。
(横須賀地方合同庁舎の駐車台数に限りがあり、説明会開始時間までに説明会場に入場できないことが予想されます。)

詳しくは、横須賀税務署 (☎046-824-5500) へ。

6. 地図



e-Tax宣言!!

(公社)横須賀法人会はe-Taxでの申告・納税を積極的に推進します。

税理士による代理送信で e-Tax の利用を!!

(公社)横須賀法人会では、e-Taxによる申告・納税を推進しています。
税理士に依頼される際にも、ぜひ、**e-Tax**で『代理送信』をご利用下さいますようお願い致します。
まずは、お手元のパソコンから開始届けが提出できます。 <http://www.e-tax.nta.go.jp>
e-Taxの利用についてのお問い合わせは、法人会事務局(TEL 825-7100)までお気軽にどうぞ。



交際費課税の特例措置の見直し

東京地方税理士会 横須賀支部 税理士 山村 拓司



〔改正前の制度の概要〕

法人が平成18年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額は、損金の額に算入しないこととされています。また、中小法人^(注)については、交際費等の額のうち800万円（定額控除限度額）を超える部分の金額は、損金の額に算入しないこととされています。

(注) 事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人をいい、普通法人のうち事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人など一定の法人による完全支配関係がある子法人等を除きます。以下において同じです。

〔改正の内容〕

損金算入限度額の改正

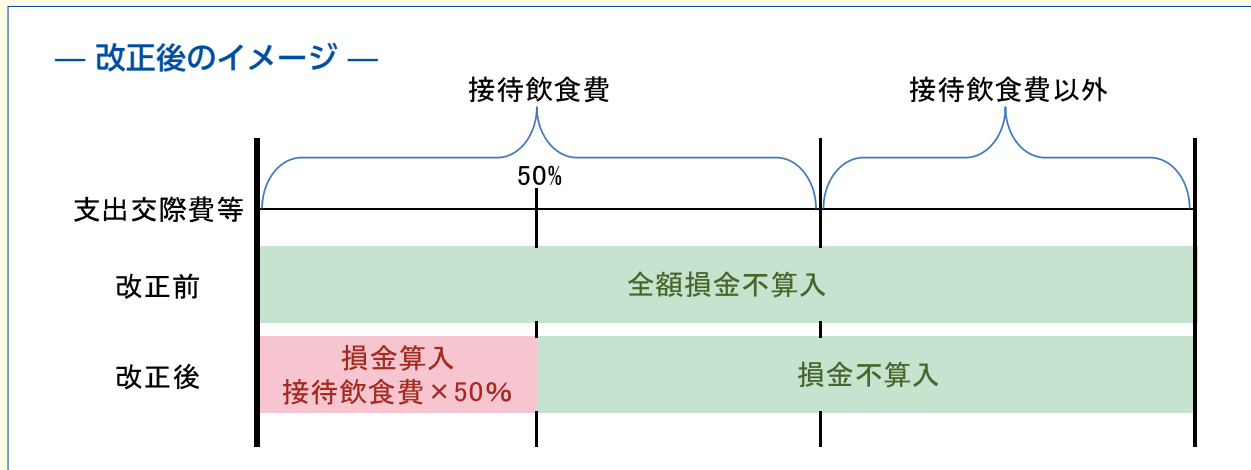
交際費等の額のうち、接待飲食費の額の50%に相当する金額は損金の額に算入することとされました。この接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその

法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下「飲食費」といいます。）であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次に掲げる事項を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいいます。

- (1)その飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じです。）のあった年月日
- (2)その飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- (3)その飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
- (4)その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

〔適用時期〕

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。



(注) 従来通り、一人当たり5,000円以下の飲食費は交際費等の範囲から除かれます。

※中小法人については、上記の飲食費の50%による損金算入と、定額控除限度額800万円までの交際費の損金算入とのいずれかを選択適用できることとされました。



にせ税理士に注意してください!

東京地方税理士会横須賀支部

横須賀市平成町2-14-4 横須賀商工会議所 3階

TEL 046-824-4193

誌上

厚生事業等推進委員会

健康相談 No.123

Q: 最近インターネットの普及で様々な情報が手軽に入手できるようになりました。お医者さんお勧めの医療情報源はありますか？

A: Minds（マインズ）ガイドラインセンターという厚生労働省委託事業の医療情報サービスがあります。是非実際のホームページをご覧ください。

身近になった医療情報

最近医療情報バラエティーブームです。テレビやラジオをつければ、健康と病気に関する情報が流れていない日はありません。

池上彰氏や林修氏の活躍により、ものごとを噛み砕いてわかりやすく伝えることの大切さが認識されるようになりました。医療従事者も患者さんにわかりやすい医療情報を提供するよう努力しております。

さらにインターネットの普及により、自分で医療情報を収集しようとした場合も無料で詳細な情報を入手できるようになりました。

ネットの情報は玉石混交

医療分野にかかわらず、以前よりウラを取れる情報は価値が高いとされています。

インターネット検索においては、出典が明確で追認と検証が可能なホームページが有用な情報源といえます。

ところが、検索エンジンで調べものをして出典が明確な情報と不明瞭な情報が同列に提示されるので、有力な情報を瞬時に見抜くのは至難の業です。

そこで医療情報に関しては、各疾患の診療ガイドラインをわかりやすく解説したMindsのホームページをお勧めいたします。

根拠の蓄積ガイドライン

ガイドラインとは病気の専門家が科学的根拠となる論文を解析して結果をまとめたものです。

ガイドラインが正しい医療とは考えずに、この病気にはこのような治療法が有効とされています、という選択枝の提示と受け止めてください。

横須賀市立市民病院
消化器内科やまがた としふみ
山形 寿文 先生

Minds の利用方法

Mindsを検索すると、先頭にMinds医療情報サービスというホームページが検出されますので、選択してください。

このHPのメインメニューにカーソルをあわせると一般向けガイドライン解説という文字が出てきますので、クリックしてください。

すると様々なジャンルのガイドラインの解説が参照できます。ためしに日本で最も売れているガイドラインの高血圧診療ガイドラインを見てみましょう。

「心臓と血管」の項目から、高血圧を選んでください。血圧に関する正確でわかりやすい情報を得ることができます。実際にはこんなことが書いてあります。

クスリ以外の血圧を下げする方法
(高血圧診療ガイドラインをもとに作成しました)

- ① 塩分を制限する
日本人の平均塩分摂取量は一日あたり11gですが、目標摂取量は6g、理想は3.8gです。普段の食事は塩分過剰ですので、減塩しましょう。包装食品はNa表示されています。**表示Na量(g) × 2.5が食塩量です。**
- ② 一汁三菜の和食が理想
欧米の研究では野菜(5~6種)、果物(2つ)、低脂肪乳製品食が有意に血圧を降下させ、国際共同疫学研究所の研究では魚油摂取量が多い人は血圧が低い事が示されています。まさに減塩和食です。
- ③ 自分の体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)【体格指数】を25以下にしましょう。肥満は高血圧の重要な危険因子です。**170cmの人は体重を25 × 1.7 × 1.7 = 72.25Kg以下にしましょう。**
- ④ やや脈が早くなる運動を一回10分以上、1日30分以上行いましょう。
血圧が高い人は激しい運動はかえって寿命を短くします。血圧が降下するまでは上記程度の運動にしましょう。
- ⑤ お酒は日本酒一合、ビール中瓶1本、焼酎半合、ワイン2杯、ウイスキーダブルまで
かつて言われた「少量の飲酒は死亡率を減少させる」は、異論が多く再検討されています。
- ⑥ 禁煙
喫煙習慣が高血圧に与える影響は確定していません。しかし、降圧する目標の一つである心筋梗塞、狭心症の原因として確立しているため、禁煙しましょう。

ラムバラン・ヤーダブ大統領と面談 青年部会有志がネパールを訪問

9月26日～29日、青年部会有志がネパールを訪問し大統領と面談する機会に恵まれた。

鈴木孝博部会長ら7名の一行は、当会青年部会員 ウォスティ・ロクナトさん（㈱マヤル/カレー店ニルヴァーナほか経営）の案内で、熱望していたネパールを視察した。

現地では、在ネパール日本大使館公邸を訪れ、小川正史特命全権大使に、政治や経済、歴史などの概況を詳しくうかがい、ネパール事情に関する理解を深めた。

また、政財界、軍の要人等との会談の機会も設けられ、積極的にスケジュールを熟していった。

9月28日、大統領公邸で、ネパール連邦民主共和国ラムバラン・ヤーダブ大統領との面談となった。面談の内容の中で、当方部会員の、それぞれの企業分野での技術やノウハウの提供をはじめとする経済交流や、2国間の親善に貢献できるよう勉強し、協力したいと



ラムバラン大統領[㊤]と青年部会の一行

伝えると、ラムバラン大統領は「私にできることがあったら何でも言って下さい」と歓迎して下さいました。

「カレーの街よこすか」ならでの縁で、ネパールの地に真の交流に向けた第一歩を刻んだ有意義な訪問となった。

労働基準監督署からのお知らせ

もう、チェックした？

神奈川県 最低賃金

887円 時間額

平成26年10月1日から！
※産業によって、特定最低賃金が定められている場合があります。

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者に適用されます。
賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

電話でチェック！
神奈川県労働基準部賃金課
045-211-7354

ウェブでチェック！
最低賃金制度 **検索**

スマホでチェック！

最低賃金未滿の労働契約は、無効です。

最低賃金に関するお問い合わせは神奈川県労働局または最寄りの労働基準監督署へ **厚生労働省**

最低賃金って…？

- 働くすべての人が対象！
- 都道府県ごとに決められていて、毎年改定！
- 最低賃金未滿の労働契約は無効！
- 地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！
- 賃金が、最低賃金額以上になっているか確認しよう！

【最低賃金の比較方法】

- 時間給の場合** → 時間給 ≥ 最低賃金額（時間額）
- 日給の場合** → 日給 ÷ 1日所定労働時間 ≥ 最低賃金額（時間額）
ただし、日額が定められている特定最低賃金が適用される場合には、**日給 ≥ 最低賃金額（日額）**
注：日給を所定労働時間数で除した場合に、その金額が地域別最低賃金額を下回る場合には当該地域別最低賃金が適用されます。
- 月給の場合** → 月給 ÷ 1か月所定労働時間 ≥ 最低賃金額（時間額）
- 上記1～3の組み合わせの場合** → 例えば基本給が時間給制で手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ上記の1、3の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額（時間額）と比較します。
※最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。
① 賞与に支払われる賃金（臨時手当など）
② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
⑥ 精算手当、通勤手当および家族手当

新 会員紹介

(平成26年8月～26年10月 順不同・敬称略)

— 広げよう会員の輪 —
 近くの会員企業を利用しましょう

支部	法人名	代表者名	所在地	電話	業種
北部地区会					
田浦	(株)HTOO HAN THIT	テン ナイン	船越町6-16-18	861-0905	小売業
逸見	*	金澤 良告	吉倉町2-24-1	821-5811	
南西地区会					
衣笠		高田 伸一	衣笠町6-8	803-5551	製造業
公郷	(株)K I S	栗林 祐司		884-3866	小売業(ネットショップ)
東部地区会					
根岸	(有)鈴木電設	鈴木 賢一	根岸町4-13-5	838-4717	電気工事業
南部地区会					
大津	(株)中山電気管理	中山 武臣	馬堀海岸2-38-11	801-0622	電気管理業
大津	(株)ベジプラン		大津町2-16-3	834-8088	青果物卸売及び小売業
西部地区会					
長井	(株)リデュース・イノベーション	村田 貴良	長井5-27-47	890-0976	建設業
三浦地区会					
三崎第1	(株)トップ・サービス	山本 修	三崎1-2-17	882-0189	害虫駆除業
三崎第2	(株)テ印	阿曾 信悟	白石町21-2	881-2566	生鮮魚介そう
市外					
市外	* (有)サクセスオート湘南	丹野 快一	鎌倉市関谷742	0467-47-5830	自動車販売業

*は賛助会員です

広報の窓



「芝生～吉井」の少年時代の風景

先日、久々に車で吉井から久里浜へと走りながら、ふと少年時代を思い出しました。

子供の頃、自転車に乗り吉井から池田におたまじゃくしやザリガニを取りに行き、また夏の終わりには赤とんぼがたくさん飛んでいる…。そんな風景を懐かしく思い出したのです。

そして、牧場があって、ご夫婦が牛の世話をしていたのが頭に浮かび、時間が止まったようでした。(現佐久間家様の) 牧場を背に、登り坂に向かって自転車をこぐがとても重くて進まない。今の子供にさせてあげたいものです、昔の自転車を…。そこに何とかやっ

と見えてきた下り坂…。下に降りると、右手には茅葺き屋根の大きな家、今はもう無い…。緑に囲まれ、田んぼが映る綺麗な水が流れ、そこでは大人が何かたくさん取っている。話を聞けば「セリ」、子供ながらに私も一緒にセリを取って、お袋に持って帰る夕方頃にはカエルの声が辺り一面に響く。

着ている服は泥だらけ、セリとおたまじゃくしやザリガニをバケツに入れて、自転車で家に帰る…。

今は、そんな子供時代を送り、昔のようにカエルの声を聞くことも少なくなり、子供が虫カゴやあみを手にする姿を見る事も無くなりましたが、何となく寂しいものですね。時代とともに全てが変わり、良くなれば何かを失う、そんな気がしました。

広報委員 (株)エコー産業 久米 章博

消費税 期限内納付 推進運動 実施中!

消費税の
期限内納付を
忘れずに。

- 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には
申告・納付期限^(※1)が
あります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※2)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※2)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 地方消費税を含まない年税額をいいます。

税の知識を活かし、一步先の経営を。

法人会と タッグを組もう。



法人会キャラクター
けんた

杉山 愛



法人会は、「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」を柱として活動する経営者の団体です。

詳しくはWEBへ

法人会

検索



〒238-0013 横須賀市平成町2-14-4 TEL (825) 7100 FAX (826) 3073
<http://www.yokosuka-hojinkai.com/> E-mail : office@yokosuka-hojinkai.com

編集：広報委員会 印刷：文明堂印刷株